

昭和43年商業統計調査



指定統計
第23号

商業調査票乙

(常時雇用従業者を使用していない個人商店用)

票 番	産業分類	符 号
※	◎	※

市区町村番号	調査区番号	一連番号 (市区町村単位)
○	○	○

- この調査は、統計法(昭和二十二年法律第十八号)に基づく指定統計調査で、すべての商店は申告の義務があります。
- この調査票は、商業統計表を作成するために使用するためであって、個々の調査票は、徴税その他直接申告者に不利な関係を生ずるような目的に使用されることは絶対にありません。また、調査の事務に従事する者が調査の内容を他に知らせることは法律により固く禁じられております。
- この調査票はつぎのような経路をへて通商産業省に提出されます。
申告者(調査員経由)↓市区町村↓都道府県↓通商産業省

1. 商店名および商店所在地 (電話 局 番)

都道府県 市区郡 区町村 号 番地

2. 営業形態

1. 小売業のみ記入してください。 2. 該当する番号を○でかこんでください。	仕入形態	1. 仕入小売店 2. 製造小売店
	販売形態	1. 割賦販売店 2. セルフサービス店 3. 1. 2以外の小売店

3. 商店の開設年

1. 該当する番号を○でかこんでください。
2. 昭和20年以降に開設した商店は実際の開設年を記入してください。

1. 昭和19年以前
2. 昭和 年

4. 売場面積

1. 卸売を主とする商店は記入しないでください。
2. 坪を平方メートルに換算する場合は3.3を掛け、端数は四捨五入しておいてください。

百 十 一 平 方 米

5. 従業者数(昭和43年7月1日現在)

区 分	男		女		計
	人	人	人	人	
個人事業主および家族従業者					
臨時、日雇の従業者					

備 考

6. 月間商品販売額 (昭和43年6月1日から6月30日までの1か月間)

千万	百万	十万	万	千円
				×

7. 年間商品販売額 (昭和42年7月1日から昭和43年6月30日までの1か年間)
商品名は商品分類表(昭和43年商業統計調査申告用)によって、「〇〇(卸売)・〇〇(小売)」のように記入してください。

分類番号	商 品 名	億	千万	百万	十万	万	千円
							×
							×
							×
							×
							×
合 計							×

年間商品販売額のうち受託販売による取扱額の割合 %

8. 修理料、サービス料、仲立手数料の収入額 (昭和42年7月1日から昭和43年6月30日までの1か年間)

業 務 内 容	千万	百万	十万	万	千円
					×

9. 商品手持額 (昭和43年7月1日現在)

千万	百万	十万	万	千円
				×

申告者の記名および押印

調査員押印 市区町村職員押印

- この調査は、事業所ごとの調査ですからこの事業所(店舗)だけについて記入してください。
- 裏面の記入注意をよく読んで記入してください。
- 〇欄は市区町村で記入してください。◎欄は都道府県で記入してください。※欄は記入しないでください。

記入注意

一般事項

- 1 調査票には、青インクまたは黒インクを用いて、明りょうに記入してください。
- 2 調査の期日（昭和43年7月1日）に休業している商店もこの調査票を提出してください。

調査事項

1 商店名および商店所在地

- (1) 商号、屋号を記入してください。それがない場合には事業主の氏名を記入してください。
- (2) 一定の区画または建物内にあるときは、「〇〇市場内」「〇〇ビル2階」のように付記してください。

2 営業形態

- (1) この調査項目は小売業のみ記入します。
- (2) 「仕入形態」「販売形態」とも主として該当する番号を○でかこんでください。
 - イ 仕入小売店とは、仕入れた商品を主として個人または家庭用消費者に販売する小売店をいい、製造小売店以外のものをいいます。
 - ロ 製造小売店とは、製造した商品を、その場で主として個人または家庭用消費者に販売する小売店をいいます。
 - ハ セルフサービス店とは、売場面積50%以上について、(1)あらかじめ包装され値段がつけられている商品を(2)店に備えつけてあるバスケットなどにより客が自分でとり集め(3)店または売場の出口に設けた勘定場で一括して代金の支払いをおこなう販売方式を採用している小売店をいいます。
 - ニ 割賦販売店とは、総販売額の50%以上について割賦販売（購入者から代金を2か月以上の期間にわたり、かつ3回以上に分割して受領することを条件として商品を販売すること）をおこなっている小売店をいいます。
 - ホ 3, 4以外の小売店とは、上記セルフサービス店および割賦販売店以外的小売店をいいます。

3 商店の開設年

商店の開設年とは、この店が現在の場所で現在の事

業を始めた年をいいます。

4 売場面積

- (1) この店が商品を販売するために使用している売場の床面積延数を記入してください。
- (2) 売場面積にはショーウィンド、客用の接待場所、階段、通路および洗面所を含め、事務室、倉庫を除いてください。
- (3) 自己製の商品を販売している小売業者の場合は商品を製造するための作業所および薬局の調剤室の面積は含めないでください。

5 従業者数

- (1) 従業者とは、主としてこの店の業務に従事している者をいいます。
- (2) 「家族従業者」とは、事業主の家族であって、給与を受けないで主としてその店の業務に従事している者をいいます。
- (3) 「臨時、日雇の従業者」とは、30日未満の期間を定めて雇用した者および日々雇用した者をいいます。また、雇用契約のないセールスマンは便宜ここに含めます。

7 年間商品販売額

(1) 分類番号および商品名

- イ 商品名は別表の商品分類表に記載された太字の名称によって、卸売したときは卸売部門の商品名を、また小売したときは小売部門の商品名を、分類番号とともに記入し、卸売、小売の区分を明記してください。
- ロ 取扱商品（商品分類による商品区分）が2つ以上ある場合は過去1か年間の販売額の多いものから順に記入してください。なお販売額が少ない商品については総額の1割をこえない限度で一括して便宜「その他」という名称で最後の欄に記入してもさしつかえありません。
- ハ この分類表のどこに属するか不明のものは、その具体的な商品名（商標名でなく一般的な名称）と卸売か小売かの区別を記入してください。

(2) 年間商品販売額

- (A) 商品販売額は、つぎの事実があったとき、その代金の全額を計上します。
 - イ 販売の目的で商品を引き渡したとき、または商品の代金全額を受け取ったとき。
 - ロ 割賦販売の場合は、商品を引き渡したとき。

- ハ 他に販売を委託した場合は、受託者より販売済みの通知があったとき、または受託者よりその代金を受け取ったとき。
- ニ 試用販売の場合は、購入の申出があり契約が成立したとき、または代金の入金するとき。
- ホ 商品券を販売した場合は、商品販売額に計上しないで、その商品券によって商品を引き渡したとき。
- (B) つぎの金額は商品販売額に含めます。
 - イ 他から商品販売の委託を受けている場合は、その受託品の販売額。
 - ロ 商店で自己製品の卸売（製造卸）を兼ねている場合の自己製品の卸売販売額。
 - ハ 家計用に自家消費した商品の代金。
- (3) 年間商品販売額のうち受託販売による取扱額の割合

他の委託をうけて商品の販売をおこなっている場合、その受託品の販売額を商品販売額に含めるので、その販売額の総販売額中に占める割合を記入してください。

8 修理料、サービス料、仲立手数料の収入額

- (1) 販売商品に関連した修理、その他のサービスを行なっている場合、または商品売買の仲立を行なっている場合は、その手数料収入額を記入してください。
- (2) 「業務内容」欄には、たとえば「時計修理」、「現像、焼付」、「電気工事」、「牛馬仲立」などのように具体的に記入してください。

9 商品手持額

商品手持額は、調査日（昭和43年7月1日）現在でこの店が販売の目的で保有しているすべての手持商品（製造小売の原材料、半製品を含む）の総額を記入してください。調査日現在によるのが困難な場合は、もよりの決算日現在によってもさしつかえありません。

備考欄

- (1) 昭和42年7月1日以降に開業した商店または、現在休業中の商店はその旨、および年月日を記入してください。
- (2) その他この調査票の記載事項について、特記すべき事項があれば記入してください。